住民税の課税方式がかわる

すべて申告制度に
実施は本年四月から

昨年の四月に地方税法の一部が改正され、本年四月から住民税(市、県民税)の課税方式がかわります。いままでは、五とおりの課税方式がありましたが、この改正で、二つに統合され当市が三十六年度まで実施していた第一課税方式（前年の所得税額に対して百分の二十を乗じて市民税を計算する方法）は廃止となり、新たに所得金額を課税標準とする課税方式に改められました。当市では、改正による課税方式の問題点、税負担の状況など、その細かい点について検討した結果、市民の税負担の軽い「本文方式」を採用することに、昨年十二月定例市議会でこれを可決いたしました。この「本文方式」ですと、現行の課税方式による市民税額とほとんど変りません。

今回の改正は、地方税制の自主性を強化するため、国税改正の影響が自動的に地方税に及ばないように住民税の課税方式などが改正されたものですが、いままでは市町村の実情に応じて五とおりの課税方式から自主的にその一つを選んで実施することができましたので、住民の税負担に不均衡が生じていました。このような不合理な点を改めるために、この改正で課税方式を二つに統合したわけです。

それでは、ここで改正された課税方式の主な点について説明いたしましょう。

◇課税方式

この課税方式には「本文方式」と「ただし書方式」の二つがあります。

「本文方式」は標準課税方式とし、「ただし書方式」は市町村が財政上特別の必要がある場合にのみ採用する方式です。

勿論、市民の税負担は「標準課税方式」の方が軽いので、当市はこの方式を採用しました。

◇「本文方式」の課税のしかたは次のとおりです。

額などを控し引いた残りの金額に超過累進税率を適用して税額を算出する方法です。

◇「ただし書方式」の課税のしかたは次のとおりです。

合計所得金額から、基礎控除を控し引いた残りの金額に、超過累進税率を適用して算出した税額から、扶養親族数一人について、六百円ぐらいを控除した金額が税額となる方法です。

◇所得控除とは

各種の所得控除については、所得税法の昭和三十五年度の規定の項目が地方税法に新しく設けられました。

所得控除の項目は、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除で、この控除の金額は、現行所得税における算定の方法と同じです

◇扶養控除について

(イ)、第一人目の扶養親族は、七萬円（配偶者に五萬円をこえる所得があるときは五萬円）

(ロ)、第二人目以下の扶養親族は各々三萬円

◇基礎控除は九萬円

◇超過累進税率とは

これは課税される所得が多ければ多いほど税率も高くなっていく方法です。

税率表は次のとおりです。

◇税額控除について

納税義務者が、障害者、老年者、寡婦、勤労学生である場合又は、納税義務者に障害者である扶養親族がある場合は、それぞれ一人について一、〇〇〇円を税額控除します。

◇障害者等の非課税の範囲

障害者、未成年者、老年者、又は、寡婦について、年所得十五萬円以下である場合は、非課税となります。

税率表

（課税総所得金額）	（税率）
10万円以下の金額	100分の 2
10万円を越る金額	100分の 3
20万円 〃	100分の 4
50万円 〃	100分の 5
100万円 〃	100分の 6
150万円 〃	100分の 7
250万円 〃	100分の 8
400万円 〃	100分の 9
600万円 〃	100分の10
1.000万円 〃	100分の11
2.000万円 〃	100分の12
3.000万円 〃	100分の13
5.000万円 〃	100分の14

国旗を揚げよう
祝祭日には忘れずに!!

明治三年一月二十七日大政官布告によって国旗が制定されてから今年で九十二年になります。

今日、世界の独立国は、各々国旗を制定して、国家の歴史、民族の象徴としております。

したがって、これを〝あがめ〟〝敬い〟〝揚揚することは、国民の愛国精神の自然の発露として当然のことです。

国旗を揚揚することによって、日本人としての自覚を更に認識し次代を荷なう青少年の国民的心情を培い、日本の発展につくそうとする事故をもたらすためにもきわめて重要なことです。

「国家によって制定せられた国旗が、国家によって制定せられた国民の祝祭日に、国民によって掲揚される」ことは当然の姿でしょう。

そこで、吉原市では、過去十年、にわたって、婦人会、教育委員会によって、学校教育は勿論、社会教育の面で、市民への国旗掲揚の奨励を行っています。

〝市民の皆さん〟国民の祝祭日には、挙って国旗を掲げましょう。そして、祝祭日が意義あるように祝いたいたしましょう。

席書展と美術展

教育委員会では、市内小、中学校児童生徒、並びに教職員の席書会作品展示会を次のように開きます。

▼日　時＝一月五日　午後一時

▼会　場＝吉原小学校

また、教職員美術展は次のとおりです。

▼日　時＝一月十三日～十六日、十三日から十五日は午前九時から、十六日は正午まで

▼会　場＝市民会館第二集会室

水道施設の凍結を防ぎましょう

今年もまた寒い冬がやってきました。

お宅の水道は、この寒さによるえていないでしょうか。

例年のことながら、次のようなことに注意して、早速、凍結被害から守る手当てをしてあげましょう。

一、水道管の出ているところはなわかコモで巻いて保護して下さい。

二、量水器は、できたら中にもみ殻か綿屑を入れるか、又はコモの類をかぶせて下さい。

三、蛇口は、寝る前に必ずフトン類をかけて保護して下さい。

また、蛇口が凍ったときは、お湯をしづかにかけて下さい。熱湯は絶対にいけません。

もし、水道が破裂したときは、至急水道課へ連絡して下さい。係員がお伺いして修理いたします。

なお、係員がでむくまでの間、量水器のそばにあるバルブをしめておいて下さい。また、夜間、もしくは勤務時間外のときは、応急処置として、ゴム、なわ、テープなどを巻いて、最寄りの水道工事店に連絡して下さい。

水道工事店は、次のとおりです

◇磯野工業所（伝馬町、電話四〇〇番）

◇相田鉄工所（西仲町、電話一一五九番）

◇加藤鉄工所（御殿町、電話六八三番）

◇鈴木工業所（柏原町、電話鈴川一六六番）

市民税の申告は三月二十日までに

次にあげるもの以外はすべて申告する義務があります。

◆前年中の所得が給与所得のみであったもの

◆前年中の所得が基礎控除（第一人目七萬円、第二人から三萬九萬円）プラス扶養控除（第一人目七萬円、第二人から三萬円）以下のもの

◇申告期限までに申告書を提出しませんと、基礎控除以外の各種控除は認められなくなるばかりか罰則をも適用される場合があります。

なおこの改正にともない、申告書や申告書の書き方、提出方法などについては、説明会や申告相談日などを開催する計画でおります

小児マヒ予防接種
昨年実施した方は三回目を行う
一月十一日から地区別に

小児マヒ予防接種（ソークワクチン）を次の日程で実施いたします。

今度の予防接種は、昨年実施した方の第三回目も同時に行いますから該当者は、次のとおりですからお忘れなくお受け下さい。

なお、すでにご存知のように、生ワクチンは腸内に、ソークワクチンは血液中に免疫ができるのですが、昨年、生ワクチンを飲用したお子さんもソークワクチンの予防接種をすることによって、完全な免疫が得られるわけですから必らず接種するようお願い致します

⊙該当者

①一回目、二回目を実施する方（昭和三十五年十月一日から三十六年三月三十一日までに生れたもの）

②三回目を実施する方（昭和三十三年四月一日から三十四年六月三十日まで、三十五年七月一日から九月三十日までに生れたもの、昨年七月に希望接種したもの）

⊙時間

どの会場も、午後一時から二時まで、

⊙日程と会場

昨年実施した方の三回目の接種は、本年一回目の日程と同時に行います。（カッコ内は二回目接種日）

▽一月十一日（二月一日）＝東小学校、須津橘幼稚園

▽一月十二日（二月二日）＝吉永支所、原田支所

▽一月十三日（二月三日）＝元吉原幼稚園、元吉原中学校

▽一月十六日（二月五日）＝大淵第一小学校、神戸小学校

▽一月十七日（二月六日）＝今泉小学校、曙幼稚園

▽一月十八日（二月七日）＝市立伝染病舎、市立体育館

予防接種の会場風景

市民の居住動態と職業調査

このたび、市役所の各種行政事務の資料にする目的で、市役所男子職員が全市一斉に各ご家庭にお伺いしてこの調査を行いますので、ご協力下さい。

★調査期間＝一月十二日から十六日までの五日間

議会のうごき

◆常任建設委員会

十二月六日にひらき、十二月定例会提出議案について事前審議いたしました。

◆二市一町合併促進特別委員会

十二月六日にひらき、富士、鷹岡との合併促進問題について協議いたしました。

◆議会運営委員会

十二月八日にひらき、十二月定例会運営について協議いたしました。

◆常任総務委員会

十二月九日にひらき、十二月定例会提出議案について事前審議いたしました。

◆十二月定例会

十二月十一日にひらき、昭和三十六年度一般会計吉原市歳入歳出追加更正予算議案など二十一件を審議し、これを議決いたしました。

◆国鉄新幹線計画予定線対策委員会

東部地区の用地買収について協議いたしました。

◆十二月臨時市議会

十二月二十五日にひらき、市立商業高等学校、並びに同併設中学校新築事業請負契約など四件について審議しこれを議決いたしました。

電話番号簿が新しくなります

吉原電報電話局では、静岡県東部版の番号簿を改刷するよう準備をすすめております。

あなたのお名前は、どのようにのせたらひきやすいでしょうか。すぐひけるようにすればするほど電話が便利になるお客さまもふえることでしょう。

番号簿には、屋号、商号、俗称などをいくつも自由にのせることができます。

料金は年額一件についてつぎのとおりです。

◇人名別…二〇〇円

◇職業別…三〇〇円

すぐひけるように変更したい方は、一月二十日までに、電話局加入係（電話一、二四一番）へご相談下さい。

水道の量水器は見やすく

量水器は、皆さんがお使いになる水道使用量を毎月の検針によって測定し、料金算定の基本となる一番大切な役割を果たしている計量器のことです。

しかし、往々にして量水器の上に物を置いたりしてある場合が多く、係員がご家庭にお伺いして検針するときに大変困っています。

これからは、このようなことのないよう量水器はいつも見やすくしておいて下さい。

有権者が確定

毎年調製される選挙権有権者の基本選挙人名簿は、昨年九月十五日現在で調査、縦覧、異議申立、調製など法規に従って行い、十二月二十日でこれが確定しました。

この名簿は、今後一年間に行われる選挙に使用されるものですが吉原市の基本選挙人名簿登録人員数は次のようになりました。

男　二三、六一六名

女　二四、五三九名

合計　四八、一五五名

これを前年の人員数と比べますと一、八〇二名増加しております。
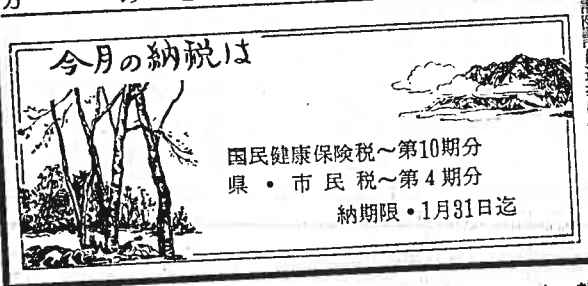
なお、この名簿は、本年六月下旬か七月上旬に予定されている参議院議員選挙に使用されます。